

二項（還付金等の端数計算）の規定はとん税に係る過誤納金の額の端数計算について準用する。

十一 特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）第八条第三項及び第九条

（延滞税等）

第八条 省略

3 国税徴収の例による場合において、とん税及び特別とん税に係る過誤納金があるときは、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第五十七条第一項前段の規定にかかわらず、未納のとん税及び特別とん税以外の国税又は滞納処分費に充当してはならない。

い。

（端数計算）

第九条 特別とん税及びとん税は、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の端数計算に関する規定の適用については、一の税目の国税とみなす。

十一 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第十九号）第八条第二号

（強制執行続行の決定の申請）

第八条 差押債権者又は民事執行法第一百二十五条第三項前段の規定により配当要求の効力が生じた申立てに係る債権者は、次の場合には、第四条の動産について、執行裁判所に強制執行続行の決定を申請することができる。

一 省略

二 国税徴収法第一百五十九条第一項、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第三十八条第三項又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十六条の四第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による差押（その例による差押を含む。）がされているとき。

三 省略

（延滞税等）

第八条 同上

3 国税徴収の例による場合において、とん税及び特別とん税に係る過誤納金があるときは、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十七条第一項前段の規定にかかわらず、未納のとん税及び特別とん税以外の国税又は滞納処分費に充当してはならない。

（端数計算）

第九条 特別とん税及びとん税は、国税通則法の端数計算に関する規定の適用については、一の税目の国税とみなす。

（強制執行続行の決定の申請）

第八条 同上

一 同上

二 国税徴収法第一百五十九条第一項、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第三十八条第三項又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十六条の四第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による差押（その例による差押を含む。）がされているとき。

納金の額の端数計算について準用する。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第二百九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十二号まで及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一～二十二 省 略

二十三 第九十五条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

二十四～三十八 省 略

二五七 省 略

十三 国税徴収法（昭和三十四年法律第二百四十七号）第二条、第十一条、第十五条
第一項、第三十二条、第四十七条、第六十七条第四項、第九十条第三項、第一百四条、第一百五十二条第一項、第一百五十二条、第一百五十八条第一項、第一百五十九条
第一百七十二条、第一百八十四条及び第一百八十五条

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五 省 略

六 納税者 国税に関する法律の規定により国税（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第二号（定義）に規定する源泉徴収による国税を除く。）を納める義務がある者及び当該源泉徴収による国税を徴収して国に納

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）
第二百九条の四 同 上

一～二十二 同 上

二十三 第九十五条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

二十四～三十八 同 上

二五七 同 上

（定義）
第一条 同 上

一～五 同 上

六 納税者 国税に関する法律の規定により国税（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第二号（定義）に規定する源泉徴収による国税を除く。）を納める義務がある者及び当該源泉徴収による国税を徴収して国に納

がある者及び当該源泉徴収による国税を徴収して國に納付しなければならない者をいう。

七・八 省 略

九 滞納者 納税者でその納付すべき国税をその納付の期限（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十七条第一項（納税の猶予）に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限を除く。）までに納付しないものをいう。

十 法定納期限 国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限（次に掲げる国税については、それぞれ次に定める期限又は日）をいう。この場合において、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十八条第二項（繰上請求）に規定する繰上げに係る期限及び所得税法（昭和四十年法律第三十三号）若しくは相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定による延納、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十七条第一項に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限は、当該国税を納付すべき期限に含まれないものとする。

イ 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三

十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき国税その国税の額をその国税に係る同法第十七条第二項（期限内申告書）に規定する期限内申告書に記載された納付すべき税額とみなして国税に関する法律の規定を適用した場合におけるその国税を納付すべき期限

ロ・ハ 省 略

二 附帯税又は滞納処分費 その納付又は徴収の基因となる国税を納付すべき期限（当該国税がイからハまでに掲げる国税に該当する場合には、それぞれ当該国税に係るイからハまでに掲げる期限（地価税に係る過少申告加算税、無申告加算税及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第三項（過少申告加算税等の納付）に規定する重加算税については、先に到来する期限）又は日）

十一・十三 省 略

（強制換価の場合の消費税等の優先）

第十一条 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十九条（強制換価の場合の消費税等の徴収の特例）又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七

付しなければならない者をいう。

七・八 同 上

九 滞納者 納税者でその納付すべき国税をその納付の期限（国税通則法第四十七条第一項（納税の猶予）に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限を除く。）までに納付しないものをいう。

十 法定納期限 国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限（次に掲げる国税については、それぞれ次に定める期限又は日）をいう。この場合において、国税通則法第三十八条第二項（繰上請求）に規定する繰上げに係る期限及び所得税法（昭和四十年法律第三十三号）若しくは相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定による延納、国税通則法第四十七条第一項に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限は、当該国税を納付すべき期限に含まれないものとする。

イ 国税通則法第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により

納付すべき国税 その国税の額をその国税に係る同法第十七条第二項（期限内申告書）に規定する期限内申告書に記載された納付すべき税額とみなして国税に関する法律の規定を適用した場合におけるその国税を納付すべき期限

ロ・ハ 同 上

二 附帯税又は滞納処分費 その納付又は徴収の基因となる国税を納付すべき期限（当該国税がイからハまでに掲げる国税に該当する場合には、それぞれ当該国税に係るイからハまでに掲げる期限（地価税に係る過少申告加算税、無申告加算税及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第三項（過少申告加算税等の納付）に規定する重加算税については、先に到来する期限）又は日）

十一・十三 同 上

（強制換価の場合の消費税等の優先）

第十一条 国税通則法第三十九条（強制換価の場合の消費税等の徴収の特例）又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七

消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第八条第一項第三号若しくは第七号（公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収）の規定により徴収する消費税等（その滞納処分費を含む。）は、次条から第十七条まで（差押先着手による国税の優先等）及び第十九条から第二十一条まで（先取特権等の優先）の規定にかかわらず、その徴収の基因となつた移出又は公売若しくは売却に係る物品の換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先だつて徴収する。

（法定納期限等以前に設定された質権の優先）

第十五条 納税者がその財産上に質権を設定している場合において、その質権が国税の法定納期限（次の各号に掲げる国税については、当該各号に定める日とし、当該国税に係る附帯税及び滞納処分費については、その徴収の基因となつた国税に係る当該各号に定める日とする。以下「法定納期限等」という。）以前に設定されているものであるときは、その国税は、その換価代金につき、その質権により担保される債権に次いで徴収する。

一 省 略

二 法定納期限前に国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十八条第一項（繰上請求）の規定による請求（以下「繰上請求」という。）がされた国税 当該請求に係る期限

三・四 省 略

四の二 地価税（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第七号（定義）に規定する法定申告期限（以下この号において「法定申告期限」という。）までに納付するもの及び第一号に掲げるものを除く。） その更正通知書又は決定通知書を発した日（申告により確定したものについては、その申告があつた日（その日が当該地価税の法定申告期限前である場合には、当該法定申告期限））

五 省 略

五の二 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十五条第三項第一号、第三号及び第五号（源泉徴収による国税等）に掲げる国税（法定納期限以前に納付されたものを除く。） その納税告知書を発した日（納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された国税については、その納付があつた日）

六 第二十四条第二項（譲渡担保権者の物的納税責任）又は第一百五十九条第三

（法定納期限等以前に設定された質権の優先）

第十五条 同上

二 法定納期限前に国税通則法第三十八条第一項（繰上請求）の規定による請求（以下「繰上請求」という。）がされた国税 当該請求に係る期限

三・四 同 上

四の二 地価税（国税通則法第二条第七号（定義）に規定する法定申告期限（以下この号において「法定申告期限」という。）までに納付するもの及び第一号に掲げるものを除く。） その更正通知書又は決定通知書を発した日（申告により確定したものについては、その申告があつた日（その日が当該地価税の法定申告期限前である場合には、当該法定申告期限））

五 同 上

五の二 国税通則法第十五条第三項第二号、第三号及び第五号（源泉徴収による国税等）に掲げる国税（法定納期限以前に納付されたものを除く。） その納税告知書を発した日（納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された国税については、その納付があつた日）

六 第二十四条第二項（譲渡担保権者の物的納税責任）又は第一百五十九条第三

号）第八条第一項第三号若しくは第七号（公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収）の規定により徴収する消費税等（その滞納処分費を含む。）は、次条から第十七条まで（先取特権等の優先）の規定にかかわらず、その徴収の基因となつた移出又は公売若しくは売却に係る物品の換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先だつて徴収する。

項（保全差押の金額の通知）（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十八条第四項（繰上保全差押）において準用する場合を含む。）の規定により告知し、又は通知した金額の国税 これらの規定による告知書又は通知書を発した日

七 相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）の固有の財産から徴収する被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の国税及び相続財産から徴収する相続人の固有の国税（相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた日前にその納付すべき税額が確定したもの（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十五条第三項第二号、第三号及び第五号に掲げる国税については、その日前に納税告知書を発したもの。以下次号及び第九号において同じ。）に限る。） その相続があつた日

八 省 略

九 分割により事業を承継した法人（以下この号において「分割承継法人」という。）の当該分割をした法人から承継した財産（以下この号において「承継財産」という。）から徴収する分割承継法人の固有の国税、分割承継法人の固有の財産から徴収する分割承継法人の国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第九条の二（法人の分割に係る連帯納付の責任）に規定する連帯納付の責任（以下この号において「連帯納付責任」という。）に係る国税及び分割承継法人の承継財産から徴収する分割承継法人の連帯納付責任に係る当該分割に係る他の分割をした法人のあつた日前にその納付すべき税額が確定したものに限る。） その分割があつた日

十

第二次納税義務者又は保証人として納付すべき国税 第三十二条第一項（第二次納税義務者に対する納付通知）又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十二条第二項（保証人に対する納付通知）の納付通知書を発した日

2-4 省 略

（第一次納税義務の通則）

第三十二条 省 略

2 第一次納税義務者がその国税を前項の納付の期限までに完納しないときは、税務署長は、次項において準用する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十八条第一項及び第二項（繰上請求）の規定によ

項（保全差押の金額の通知）（国税通則法第三十八条第四項（繰上保全差押）において準用する場合を含む。）の規定により告知し、又は通知した金額の国税 これらの規定による告知書又は通知書を発した日

七 相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）の国税及び相続財産から徴収する相続人の固有の国税（相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた日前にその納付すべき税額が確定したもの（国税通則法第十五条第三項第二号、第三号及び第五号に掲げる国税については、その日前に納税告知書を発したもの。以下次号及び第九号において同じ。）に限る。） その相続があつた日

八 同 上

九 分割により事業を承継した法人（以下この号において「分割承継法人」という。）の当該分割をした法人から承継した財産（以下この号において「承継財産」という。）から徴収する分割承継法人の固有の国税、分割承継法人の固有の財産から徴収する分割承継法人の国税通則法第九条の二（法人の分割に係る連帯納付の責任）に規定する連帯納付の責任（以下この号において「連帯納付責任」という。）に係る国税及び分割承継法人の承継財産から徴収する分割承継法人の連帯納付責任に係る当該分割に係る他の分割をした法人の国税（分割のあつた日前にその納付すべき税額が確定したものに限る。） その分割があつた日

十

第二次納税義務者又は保証人として納付すべき国税 第三十二条第一項（第二次納税義務者に対する納付通知）又は国税通則法第五十二条第二項（保証人に対する納付通知）の納付通知書を発した日

2-4 同 上

（第二次納税義務の通則）

第三十二条 同 上

2 第二次納税義務者がその国税を前項の納付の期限までに完納しないときは、税務署長は、次項において準用する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十八条第一項及び第二項（繰上請求）の規定による請求をする場合を除き、納付催告書によりその納付を

る請求をする場合を除き、納付催告書によりその納付を督促しなければならない。この場合においては、その納付催告書は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その納付の期限から五十日以内に発するものとする。

3 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十八条第一項及び第二項、同法第四章第一節（納税の猶予）並びに同法第五十五条（納付委託）の規定は、第一項の場合について準用する。

4・5 省略

（差押の要件）

第四十七条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならない。

一 省略

二 納税者が国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十七条第一項各号（督促）に掲げる国税をその納期限（繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限）までに完納しないとき。

2 国税の納期限後前項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十八条第一項各号（繰上請求）の一に該当する事実が生じたときは、徴収職員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

3 省略

（差し押えた債権の取立）

第六十七条 省略

2・3 省略

4 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十五条第一項から第三項まで（納付委託）の規定は、第一項の取立をする場合において、第三債務者が徴収職員に対し、その債権の弁済の委託をしようとするときには、第三債務者は、滞納者の承認を受けなければならない。

（換価の制限）

第九十条 省略

2 省略

（差押の要件）

第四十七条 同上

一 同上

二 納税者が国税通則法第三十七条第一項各号（督促）に掲げる国税をその納期限（繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限）までに完納しないとき。

2 国税の納期限後前項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき国税通則法第三十八条第一項各号（繰上請求）の一に該当する事実が生じたときは、徴収職員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

3 同上

（差し押えた債権の取立）

第六十七条 同上

2・3 同上

4 国税通則法第五十五条第一項から第三項まで（納付委託）の規定は、第一項の取立をする場合において、第三債務者が徴収職員に対し、その債権の弁済の委託をしようとするときに準用する。ただし、その証券の取り立てるべき期限が差し押えた債権の弁済期後となるときは、第三債務者は、滞納者の承認を受けなければならない。

（換価の制限）

第九十条 同上

2 同上

督促しなければならない。この場合においては、その納付催告書は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その納付の期限から五十日以内に発するものとする。

3 国税通則法第三十八条第一項及び第二項、同法第四章第一節（納税の猶予）並びに同法第五十五条（納付委託）の規定は、第一項の場合について準用する。

4・5 同上

3 第二次納税義務者が第三十二条第一項（第二次納税義務の通則）の告知、同条第二項の督促又はこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したときは、その訴訟の係属する間は、当該国税につき滞納処分による財産の換価をすることができない。保証人が国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十二条第二項（担保の処分）の告知、同条第三項の督促若しくはこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したとき、又は第五十五条第二号（仮登記の権利者に対する差押えの通知）の通知（担保のための仮登記に係るものに限る。）に係る差押えにつき訴えを提起があつたときにおいても、また同様とする。

（買受申込み等の取消し）

第一百四条 挿価に付した財産（以下「換価財産」という。）について最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第一百五条第一項ただし書（不服申立てがあつた場合の処分の制限）その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があつたときは、その停止している間は、その最高価申込者等又は買受人は、その入札等又は買受けを取り消すことができる。

（換価の猶予の要件等）

第一百五十二条 税務署長は、滞納者が次の各号の一に該当すると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付すべき国税（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十六条第一項から第三項まで（納税の猶予）の規定の適用を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年をこえることができない。

一・二 省略

2 省略

（換価の猶予に係る分割納付、通知等）

第一百五十二条 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十六条第四項から第七項まで（納税の猶予の場合の分割納付等）、第四十七条第一項（納税の猶予の通知等）、第四十八条第三項及び第四項（果実等による徵収）並びに同法第四十九条第一項及び第三項（納税の猶予の取消し）の規定は、前条第一項の規定による換価の猶予について

3 第二次納税義務者が第三十二条第一項（第二次納税義務の通則）の告知、同条第二項の督促又はこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したときは、その訴訟の係属する間は、当該国税につき滞納処分による財産の換価をすることができない。保証人が国税通則法第五十二条第二項（担保の処分）の告知、同条第三項の督促若しくはこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したとき、又は第五十五条第二号（仮登記の権利者に対する差押えの通知）の通知（担保のための仮登記に係るものに限る。）に係る差押えにつき訴えを提起があつたときにおいても、また同様とする。

（買受申込み等の取消し）

第一百四条 挿価に付した財産（以下「換価財産」という。）について最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、国税通則法第一百五条第一項ただし書（不服申立てがあつた場合の処分の制限）その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があつたときは、その停止している間は、その最高価申込者等又は買受人は、その入札等又は買受けを取り消すことができる。

（換価の猶予の要件等）

第一百五十二条 税務署長は、滞納者が次の各号の一に該当すると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付すべき国税（国税通則法第四十六条第一項から第三項まで（納税の猶予）の規定の適用を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年をこえることができない。

一・二 同上

2 同上

（換価の猶予に係る分割納付、通知等）

第一百五十二条 国税通則法第四十六条第四項から第七項まで（納税の猶予の場合の分割納付等）、第四十七条第一項（納税の猶予の通知等）、第四十八条第三項及び第四項（果実等による徵収）並びに同法第四十九条第一項及び第三項（納税の猶予の取消し）の規定は、前条第一項の規定による換価の猶予について

の規定は、前条第一項の規定による換算の猶予について準用する。この場合において、同法第四十六条第七項中「納税者の申請に基づいて、同法第四十六条第七項中「納税者の申請に基づいて、その期間」とあるのは、「その期間」と読み替えるものとする。

(保全担保)

第一百五十八条 納税者が消費税等（消費税を除く。）を滞納した場合において、その後その者に課すべきその国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、その国税の担保として、金額及び期限を指定して、その者に国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十条各号（担保の種類）に掲げるものの提供を命ずることとする。

2-8 省略

(保全差押)

第一百五十九条 納税義務があると認められる者が不正に国税を免かれ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基き、国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定（申告、更正又は決定による確定をいい、國税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第二号（定義）に規定する源泉徴収による国税についての納税の告知を含む。以下この条において同じ。）後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、当該国税の納付すべき額の確定前に、その確定をすると見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分を執行することを要すると認める金額（以下この条において「保全差押金額」という。）を決定することができる。この場合においては、徴収職員は、その金額を限度として、その者の財産を直ちに差し押えることができる。

2-3 省略

4 前項の通知をした場合において、その納税義務があると認められる者がその通知に係る保全差押金額に相当する担保として国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十条各号（担保の種類）に掲げるものを提供してその差押をしないことを求めたときは、徴収職員は、その差押をすることができない。

準用する。この場合において、同法第四十六条第七項中「納税者の申請に基づいて、その期間」とあるのは、「その期間」と読み替えるものとする。

(保全担保)

第一百五十九条 納税者が消費税等（消費税を除く。）を滞納した場合において、その後その者に課すべきその国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、その国税の担保として、金額及び期限を指定して、その者に国税通則法第五十条各号（担保の種類）に掲げるものの提供を命ずることができる。

2-8 同上

(保全差押)

第一百五十九条 紳税義務があると認められる者が不正に国税を免かれ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基き、国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定（申告、更正又は決定による確定をいい、國税通則法第二条第二号（定義）に規定する源泉徴収による国税についての納税の告知を含む。以下この条において同じ。）後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、当該国税の納付すべき額の確定前に、その確定をすると見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分を執行することを要すると認める金額（以下この条において「保全差押金額」という。）を決定することができる。この場合においては、徴収職員は、その金額を限度として、その者の財産を直ちに差し押えることができる。

2-3 同上

4 前項の通知をした場合において、その納税義務があると認められる者がその通知に係る保全差押金額に相当する担保として国税通則法第五十条各号（担保の種類）に掲げるものを提供してその差押をしないことを求めたときは、徴収職員は、その差押をすることができない。

(滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例)

第一百七十二条 滞納処分について次の各号に掲げる处分に關し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議申立て（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十一条（災害等による期限の延長）又は第七十七条（異議申立ての期間）の規定により異議申立てをすることができる期間を経過したものと除く。）は、これらの規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一、四 省略

2 前項の規定は、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十五条第一項第二号口若しくは第四項（始審的審査請求）の規定による審査請求又は同法第百十五条第一項第三号（訴えの提起の特例）の規定による訴えの提起について準用する。この場合において、前項中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十一条（災害等による期限の延長）又は第七十七条（異議申立ての期間）の規定により異議申立てをする」とあるのは、当該訴えについての延長又は第七十七条（異議申立ての期間）の規定により異議申立てをする」とあるのは、当該訴えについては、「行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十四条第一項又は第二項（出訴期間）の規定により訴えを提起する」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号及び第四号に掲げる処分につき、異議申立て又は前項に規定する審査請求を行う場合において、その異議申立書（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第八十二条第一項（税務署長経由による異議申立て）に規定する異議申立書をいう。）又は審査請求書（同法第八十七条第二項（審査請求書の記載事項等）に規定する審査請求書をいう。）については、同法第七十七条第五項の規定は、適用しない。

(国税局長が徴収する場合の読替規定)

第一百八十四条 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十三条第三項若しくは第四十四条第一項（徴収の引継ぎ）の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第一百八十二条（国税局長が徴収の引継ぎ）若しくは前条第三項の規定により国税局長が滞納処分の引継ぎを受けた場合におけるこの法律（第一百五十九条第二項（保全差押の承認）、第一百七十三条（不動産の売却決定の取消しの制限）及び前二条を除

(滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例)

第一百七十二条 滞納処分について次の各号に掲げる処分に關し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議申立て（国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）又は第七十七条（異議申立ての期間）の規定により異議申立てをすることができる期間を経過したものと除く。）は、これらの規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一、四 同上

2 前項の規定は、国税通則法第七十五条第一項第二号口若しくは第四項（始審的審査請求）の規定による審査請求又は同法第百十五条第一項第三号（訴えの提起の特例）の規定による訴えの提起について準用する。この場合において、前項中「国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）又は第七十七条（異議申立ての期間）の規定により異議申立てをする」とあるのは、当該訴えについては、「行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十四条第一項又は第二項（出訴期間）の規定により訴えを提起する」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号及び第四号に掲げる処分につき、異議申立て又は前項に規定する審査請求を行う場合において、その異議申立書（国税通則法第八十二条第一項（税務署長経由による異議申立て）に規定する異議申立書をいう。）又は審査請求書（同法第八十七条第二項（審査請求書の記載事項等）に規定する審査請求書をいう。）については、同法第七十七条第五項の規定は、適用しない。

(国税局長が徴収する場合の読替規定)

第一百八十四条 国税通則法第四十三条第三項若しくは第四十四条第一項（徴収の引継ぎ）の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第一百八十二条（滞納処分の引継ぎ）若しくは前条第三項の規定により国税局長が滞納処分の引継ぎを受けた場合におけるこの法律（第一百五十九条第二項（保全差押の承認）、第一百七十三条（不動産の売却決定の取消しの制限）及び前二条を除

条（不動産の売却決定の取消しの制限）及び前二条を除く。以下次条において同じ。）の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「国税局長」又は「国税局」とする。

（税関長が徴収する場合の読替規定）

第一百八十五条 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十三条第一項ただし書（税関長による徴収）の規定により税関長が徴収する場合、同条第四項若しくは同法第四十四条第一項（徴収の引継ぎ）の規定により税関長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第一百八十三条第二項（滞納処分の引継ぎ）の規定により税関長が滞納処分の引継ぎを受けた場合におけるこの法律の規定については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「税関長」又は「税関」とする。

十四 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百一号）第一条及び第八条第四項

（趣旨）

第一条 この法律は、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約（以下「条約」という。）を実施するため、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税税率法（明治四十三年法律第五十四号）、消費税法（昭和六十三年法律第一百八号）及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（担保の提供等）

第八条 省略

2・3 省略

4 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十二条の規定は、前項の处分について準用する。

十五 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十五条

（帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例）

第十五条 省略

（税関長が徴収する場合の読替規定）

第一百八十五条 国税通則法第四十三条第一項ただし書（税関長による徴収）の規定により税関長が徴収する場合、同条第四項若しくは同法第四十四条第一項（徴収の引継ぎ）の規定により税関長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第一百八十三条第二項（滞納処分の引継ぎ）の規定により税関長が滞納処分の引継ぎを受けた場合におけるこの法律の規定については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「税関長」又は「税関」とする。

第一条 この法律は、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約（以下「条約」という。）を実施するため、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税税率法（明治四十三年法律第五十四号）、消費税法（昭和六十三年法律第一百八号）及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（担保の提供等）

第八条 同上

2・3 同上

4 国税通則法第五十二条の規定は、前項の处分について準用する。

（帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例）

第十五条 同上

2-4 省略

5 第三項において準用する第一項の規定の適用を受けた者は、第三項に規定する期間を経過した日の前日において小笠原諸島の地域へ移住していなかつた場合には、当該経過した日から四月以内に同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条第三項に規定する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

6 前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

7 省略

16 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T.I.R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）第十二条第四項

（保証団体の担保の提供等）

第十二条 省略

2・3 省略

4 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第五十二条の規定は、前項の処分について準用する。

17 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第一百二十九号）
第七十二条

（琉球政府税の承継等）

第七十二条 この法律の施行の際琉球政府が有している権利及び義務のうち、沖縄法令の規定により琉球政府が課した、若しくは課すべき、又は還付すべき次に掲げる琉球政府税（沖縄法令の規定により琉球政府が課する税（その滞納处分費を含む。）をいう。以下この条及び第一百五十四条において同じ。）に係る

2-4 同上

5 第三項において準用する第一項の規定の適用を受けた者は、第三項に規定する期間を経過した日の前日において小笠原諸島の地域へ移住していなかつた場合には、当該経過した日から四月以内に同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条第三項に規定する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

6 前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

7 同上

（保証団体の担保の提供等）

第十二条 同上

2・3 同上

4 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十二条の規定は、前項の処分について準用する。

（琉球政府税の承継等）

第七十二条 同上

ものは、その時において国が承継する。

一 本邦の国税（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。）に相当するものとして政令で定める琉球政府税（以下この条において「国税相当琉球政府税」という。）

二 省 略

2 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律、国税徵収法（昭和三十四年法律第百四十七号）及び国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）又は関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の規定（政令で定める規定を除くものとし、これらの法律の規定に基づき又はこれを実施するための命令の規定及びこれらの法律の特例に関する法令の規定で政令で定めるものを含むものとする。）は、国税相当琉球政府税又は関税相当琉球政府税に係る申告、更正、納付、徵収、滞納処分、還付、不服申立て、犯則事件の調査、通告処分その他の行為又は手続に関する事項についても、適用する。

3 省 略

18 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号）第六条第四項

（担保の提供等）

第六条 省 略

2・3 省 略

4 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第五十二条の規定は、前項の処分について準用する。

19 湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講すべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成三年法律第二号）第四条、第八条、第二十条、第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条第一項、第四十二条及び第四十四条第一項の表国税通則法の項

一 本邦の国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。）に相当するものとして政令で定める琉球政府税（以下この条において「国税相当琉球政府税」という。）

二 同 上

2 国税通則法、国税徵収法（昭和三十四年法律第百四十七号）及び国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）又は関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の規定（政令で定める規定を除くものとし、これらの法律の規定に基づき又はこれを実施するための命令の規定及びこれらの法律の特例に関する法令の規定で政令で定めるものを含むものとする。）は、国税相当琉球政府税又は関税相当琉球政府税に係る申告、更正、納付、徵収、滞納処分、還付、不服申立て、犯則事件の調査、通告処分その他の行為又は手続に関する事項についても、適用する。

3 同 上

（担保の提供等）

第六条 同 上

2・3 同 上

4 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十二条の規定は、前項の処分について準用する。

(定義)

第四条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一五省略

六 法人臨時特別税申告書 第十四条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

七 修正申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

八 更正又は決定 それぞれ国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定をいう。

(基準法人税額)

第八条 この章において「基準法人税額」とは、法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額（法人税法第二条第一項の規定による申告書を提出すべき法人の清算中の各事業年度の所得の金額を含む。）につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十七条から第七十条の二まで及び第一百四十四条の規定並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三章第五節の三及び第六十八条の二の規定を除く。）により計算した法人税の額（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）をいう。

(法人臨時特別税に係る法人税法の適用の特例等)

第二十条 法人臨時特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
省略	省略	省略	省略

(定義)

第四条 同上

一五同上

六 法人臨時特別税申告書 第十四条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

七 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

八 更正又は決定 それぞれ国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定をいう。

(基準法人税額)

第八条 この章において「基準法人税額」とは、法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額（法人税法第二条第一項の規定による申告書を提出すべき法人の清算中の各事業年度の所得の金額を含む。）につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十七条から第七十条の二まで及び第一百四十四条の規定並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三章第五節の三及び第六十八条の二の規定を除く。）により計算した法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）をいう。

(法人臨時特別税に係る法人税法の適用の特例等)

第二十条 同上

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
同上	同上	同上	同上

省略					法律 に 關 す る 者 の 権 利 及 び 義 務	法 律 に 關 す る 共 通 な 手 續 並 び に 納 税	國 稅 に 係 る
省略	第八十五条 第一項及び 第一項 第八十六条	第七十五条 第四項第一 号		第六十五条 第三項第二 号	第二十一 条、第 三十條第二 項、第三十 三条第二項 及び第四十 三条第二項	第二十二 条、第 三十條第二 項、第三十 三条第二項	二項第三号
省略	法人税	又は法人 税法			加算した 金額	加算した金額（湾岸地域における平 和回復活動を支援するため平成二年 度において緊急に講すべき財政上の 措置に必要な財源の確保に係る臨時 措置に関する法律（平成三年法律第 二号。以下「臨時措置法」という。 ）第十三条（外国税額の控除）の規 定による控除をされるべき金額があ るときは、当該金額を加算した金額 ）	法人税、法人臨時特別税
省略	法人税、法人臨時特別税	、 法人税法又は臨時措置法					法人税及び法人臨時特別税

同上	法國稅通則				
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上

2 前項に定めるもののほか、法人税又は法人臨時特別税に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、

次に定めるところによる。

一 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十一条第一項第一号の規定の適用については、法人税及び法人臨時特別税は、

同一の税目に属する国税とみなす。

二 法人税又は法人臨時特別税に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項第一号イに規定する更正決定等（以下この号及び次項において「更正決定等」という。）について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は法人臨時特別税と納税義務者及び事業年度が同一である他の法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第一百四条第二項又は第一百十五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の法人臨時特別税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は法人臨時特別税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3 租税特別措置法第六十六条の四第十六項から第十八項までの規定は、法人税についてこれらの規定の適用がある課税事業年度の法人臨時特別税に係る更正決定等及び国税の徵收權（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十二条第一項に規定する国税の徵收權をいう。）の時効について準用する。この場合において、租税特別措置法第六十六条の四第十六項中「課税の特例」ことあるのは「課税の特例」（湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成三年法律第二号）第二十条第三項（法人臨時特別税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。次条において同じ。）」と、「生ずべき法人税」とあるのは「生ずべき法人税若しくは法人臨時特別税」と、「法人税の」とあるのは「法人税又は法人臨時特別税の」と、「還付請求申告書に係る」とあるのは「還付請求申告書に係る更正又は当該更正に伴つてする法人臨時特別税に係る」と、「当該法人税若しくは法人臨時特別税」とあるのは「当該法人税又は法人臨時特別税」と、同条第十七項中「法人税」とあるのは「法人税又は法人臨時特別税」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、法人税又は法人臨時特別税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 国税通則法第七十一条第一項第一号の規定の適用については、法人税及び法人臨時特別税は、同一の税目に属する国税とみなす。

二 法人税又は法人臨時特別税に係る国税通則法第五十八条第一項第一号イに規定する更正決定等（以下この号及び次項において「更正決定等」という。）について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は法人臨時特別税と納税義務者及び事業年度が同一である他の法人臨時特別税又は法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第一百四条第二項又は第一百十五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の法人臨時特別税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は法人臨時特別税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3 租税特別措置法第六十六条の四第十六項から第十八項までの規定は、法人税についてこれらの規定の適用がある課税事業年度の法人臨時特別税に係る更正決定等及び国税の徵收權（国税通則法第七十二条第一項に規定する国税の徵收權をいう。）の時効について準用する。この場合において、租税特別措置法第六十六条の四第十六項中「課税の特例」ことあるのは「課税の特例」（湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財源の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成三年法律第二号）第二十条第三項（法人臨時特別税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。次条において同じ。）」と、「生ずべき法人税」とあるのは「生ずべき法人税若しくは法人臨時特別税」と、「法人税の」とあるのは「法人税又は法人臨時特別税の」と、「還付請求申告書に係る」とあるのは「還付請求申告書に係る更正又は当該更正に伴つてする法人臨時特別税に係る」と、「当該法人税若しくは法人臨時特別税」とあるのは「当該法人税又は法人臨時特別税」と、同条第十七項中「法人税」とあるのは「法人税又は法人臨時特別税」と読み替えるものとする。

(延滞税)

第三十八条 国税に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に関する法律の規定により石油臨時特別税及び石油税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係る石油臨時特別税額及び石油税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の三分の二に相当する金額及び三分の二に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべき石油臨時特別税に係る延滞税の額及び石油税に係る延滞税の額とする。

2 省略

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第三十九条 前条第一項の規定は、国税に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律の規定により石油臨時特別税及び石油税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 省略

(還付及び充当)

第四十条 省略

2 国税に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第五十六条第一項に規定する還付金等及び同法の規定による還付加算金を未納の石油臨時特別税及び石油税に充當するときは、これらの税にあわせて充當しなければならない。

3 省略

(還付加算金)

第四十一条 国税に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律の規定により還付加算金を、第三十五条第一項及び石油税法第十二条の規定による石油臨時特別税及び石油税の還付に係る金額又は石油の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の三分の一に相当する金額及び三分の二に相当する金額を、それぞれ国税に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律の規定により加算すべき石油臨時特別税に係る還付加算金及び石油税に係る還付加算金とする。

(延滞税)

第三十九条 国税通則法の規定により石油臨時特別税及び石油税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係る石油臨時特別税額及び石油税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の三分の一に相当する金額及び三分の二に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべき石油臨時特別税に係る延滞税の額とする。

2 同上

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第三十九条 前条第一項の規定は、国税通則法の規定により石油臨時特別税及び石油税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 同上

(還付及び充当)

第四十条 同上

2 国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等及び同法の規定による還付加算金を未納の石油臨時特別税及び石油税に充當するときは、これらの税にあわせて充當しなければならない。

3 同上

(還付加算金)

第四十一条 国税通則法の規定により還付加算金を、第三十五条第一項及び石油税法第十二条の規定による石油臨時特別税及び石油税の還付に係る金額又は石油の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の三分の一に相当する金額及び三分の二に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべき石油臨時特別税に係る還付加算金及び石油税に係る還付加算金とする。

(端數計算)

第四十二条 石油臨時特別税及び石油税の額又はこれらの税に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十六条第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合における端数計算については、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

(石油鑑定課特別税に係る石油税法の適用の特例等)

第四十四条 石油臨時特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用について
は、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表
の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法律 に 関 する 者 の 権 利 及 び 義 務	号 第 四 六 条 第 一 項 第 一 号	第 十五 条 第 二 項 第 七 号	第二 条 第三 号	国 税 に 係 る 共 通 的 な 手 續 並 び に 納 税 の 義 務	省 略	第一 欄	
					省 略	省 略	
納付すべき石油税	石油税	石油税及び石油臨時特別税	、石油税及び石油臨時特別税	納付すべき石油税及び湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成三年法律第二号。第六十条第二項において「臨時措置法」という。）第六条第一項（申告及び納付等）の規定により当該石油税にあわせて納付すべき石油臨時特別税	石油税	省 略	第三 欄

（三）端數計算

第四十二条 石油臨時特別税及び石油税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合における端数計算については、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

(石油臨時特別税に係る石油税法の適用の特例等)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
國稅通則	法	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

省略	第六十条第二項 納付すべき石油税	納付すべき石油税及び臨時措置法第三十六条第一項（申告及び納付等）の規定により当該石油税にあわせて納付すべき石油臨時特別税
省略	省略	省略

二十一 法人特別税法（平成四年法律第十五号）第二条、第六条及び第十八条

（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一五 省略

六 法人特別税申告書 第十二条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第一項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

七 修正申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

八 更正又は決定 それぞれ国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定をいう。

（定義） 第二条 同上

一五 同上

六 法人特別税申告書 第十二条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第一項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

七 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

八 更正又は決定 それぞれ国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定をいう。

（基準法人税額）

第六条 この法律において「基準法人税額」とは、法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額（法人税法第二百二条第一項の規定による申告書を提出すべき法人の清算中の各事業年度の所得の金額を含む。）につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十七条から第七十条の二まで及び第一百四十四条の規定並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三章第五節及び第五節の三並びに第六十八条の二の規定を除く

同上	同上	同上
同上	同上	同上

（基準法人税額）

第六条 この法律において「基準法人税額」とは、法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額（法人税法第二百二条第一項の規定による申告書を提出すべき法人の清算中の各事業年度の所得の金額を含む。）につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十七条から第七十条の二まで及び第一百四十四条の規定並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三章第五節及び第五節の三並びに第六十八条の二の規定を除く

。)により計算した法人税の額(国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。)をいう。

(法人特別税に係る法人税法の適用の特例等)

第十八条 法人特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

				省略	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
				省略	省略	省略	省略	省略
号	第七十五条 第四項第一	第六十五条 第三項第二 号	第六十五条 第三項第二 号	国税に係 る共通的 な手続並 びに納税 者の権利 及び義務 に関する 法律	第十五条第 二項第三号	第二十一条 第二項、第 三十条第二 項、第三十 三条第二項 及び第四十 三条第二項	法人税	法人税及 び法人特別 税
又は法人 税法	、法人税法又は法人特別税法	金額 加算した	加算した 金額(法人特別税法(平成 四年法律第十五号)第十二条(外国 税額の控除)の規定による控除をさ れるべき金額があるときは、当該金 額を加算した金額)					

。)により計算した法人税の額(国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。)をいう。

(法人特別税に係る法人税法の適用の特例等)

第十八条 同上

				法	国税通則 法	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
				同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

		第八十五条 第一項及び 第八十六条 第一項	法人税	法人税、法人特別税
省略	省略	省略	省略	省略

2 前項に定めるもののほか、法人税又は法人特別税に係る國稅に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 國稅に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十一条第一項第一号の規定の適用については、法人税及び法人特別税は、同一の税目に属する國稅とみなす。

二 法人税又は法人特別税に係る國稅に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項第一号イに規定する更正決定等（以下この号及び次項において「更正決定等」という。）について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は法人特別税と納稅義務者及び事業年度が同一である他の法人特別税又は法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第一百四条第二項又は第一百五十五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の法人特別税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は法人特別税の同法第十九条第一項に規定する課稅標準等又は稅額等についてされた他一項に規定する課稅標準等又は稅額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3 租稅特別措置法第六十六条の四第十六項から第十八項までの規定は、法人税についてこれらの規定の適用がある課稅事業年度の法人特別税に係る更正決定等及び國稅の徵收權（國稅に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十二条第一項に規定する國稅の徵收權をいう。）の時効について準用する。この場合において、租稅特別措置法第六十六条の四第十六項中「課稅の特例」（法人特別税法（平成四年法律第十五号）第十八条第三項（法人特別税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。次条において同じ。）」と、「生ずべき法人税」とあるのは「生ずべき法人税若しくは法人特別税」と、「法人税の」とあるのは「法人税又は法人特別税の」と、「還付請求申告書に係る」とあるのは「還付請求申告書に係る更正又は当該更正に伴つてする法人特

		同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上

2 前項に定めるもののほか、法人税又は法人特別税に係る國稅通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 國稅通則法第七十一条第一項第一号の規定の適用については、法人税及び法人特別税は、同一の税目に属する國稅とみなす。

二 法人税又は法人特別税に係る國稅通則法第五十八条第一項第一号イに規定する更正決定等（以下この号及び次項において「更正決定等」という。）について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は法人特別税と納稅義務者及び事業年度が同一である他の法人特別税又は法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項第二号の規定の適用については、当該他の法人特別税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は法人特別税の同法第十九条第一項に規定する課稅標準等又は稅額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3 租稅特別措置法第六十六条の四第十六項から第十八項までの規定は、法人税についてこれらの規定の適用がある課稅事業年度の法人特別税に係る更正決定等及び國稅の徵收權（國稅通則法第七十二条第一項に規定する國稅の徵收權をいう。）の時効について準用する。この場合において、租稅特別措置法第六十六条の四第十六項中「課稅の特例」（法人特別税法（平成四年法律第十五号）第十八条第三項（法人特別税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。次条において同じ。）」と、「生ずべき法人税」とあるのは「生ずべき法人税若しくは法人特別税」と、「法人税の」とあるのは「法人税又は法人特別税の」と、「還付請求申告書に係る」とあるのは「還付請求申告書に係る更正又は当該更正に伴つてする法人特